

「関西国際空港の飛行経路問題に係る協議会」規約

(名称)

第1条 本協議会は、「関西国際空港の飛行経路問題に係る協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、関西国際空港を環境に配慮した地域と共存共栄する国際ハブ空港に育成するために、関西国際空港の飛行経路問題の課題について、協議・調整することを目的とする。

(協議内容)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事項について協議・調整を行う。

- (1) 「環境面の特別の配慮」に関する実施状況の点検について
- (2) 全国的な航空交通容量の拡大に関する取り組み状況について
- (3) その他、飛行経路問題に関する関西国際空港の運用状況について

(構成)

第4条 協議会は、国土交通省、大阪府、大阪市、泉州市・町関西国際空港推進協議会構成各市・町及び関西エアポート株式会社から別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、必要に応じて、新関西国際空港株式会社代表取締役社長、国土交通省航空局航空ネットワーク部長又は近畿圏・中部圏空港課長等が参加する。

(協議会の開催)

第5条 協議会の招集は大阪府知事が行い、大阪府知事はその議長を務める。

(幹事会)

第6条 協議会に、第3条に掲げる事項について、協議会開催にあたり事前に協議調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の構成者が、各々の団体の職員の中から指名する幹事会員により構成する。
- 3 幹事会に幹事会長を置き、幹事会長は幹事会を招集し、その議長を務める。

(作業部会)

第7条 協議会に、第3条に掲げる事項について、必要に応じ調査検討等を行うため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、協議会の構成者が、各々の団体の職員の中から指名する部会員（各々の団体から複数名可とする。）により構成する。
- 3 作業部会に部会長を置き、部会長は作業部会を招集し、その議長を務める。
- 4 作業部会は、調査検討結果を必要に応じて協議会に報告する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は大阪府政策企画部戦略調整局内に置く。

(付則)

第9条 この規約に定めのない事項は、協議会において定める。

この規約は平成10年9月10日から施行する。

(付則)

この規約は平成13年8月24日から施行する。

(付則)

この規約は平成18年4月1日から施行する。

(付則)

この規約は平成20年8月22日から施行する。

(付則)

この規約は平成21年4月1日から施行する。

(付則)

この規約は平成22年4月1日から施行する。

(付則)
この規約は平成24年8月23日から施行する。
(付則)
この規約は平成25年4月1日から施行する。
(付則)
この規約は平成26年4月1日から施行する。
(付則)
この規約は平成28年4月1日から施行する。
(付則)
この規約は平成28年8月18日から施行する。
(付則)
この規約は令和2年4月1日から施行する。
(付則)
この規約は令和3年4月1日から施行する。
(付則)
この規約は令和4年4月1日から施行する。
(付則)
この規約は令和8年4月1日から施行する。

(別表)

国土交通省大阪航空局長、関西国際空港長

大阪府知事

大阪市長

堺市長

岸和田市長

泉大津市長

貝塚市長

泉佐野市長

和泉市長

高石市長

泉南市長

阪南市長

忠岡町長

熊取町長

田尻町長

岬町長

関西エアポート（株）代表取締役社長